

## 令和2年度 岐阜市障害者総合支援協議会 第4回専門部会 議事要旨

日時 令和2年12月15日(火)

15:30~16:30

場所 岐阜市役所本庁舎低層部3階 大会議室

出席 短期入所事業所 4か所 3名

相談支援事業所等 20か所 20名

基幹相談支援サテライト 4か所 4名

(合計 28か所 27名)

### ○地域生活支援拠点等整備について

#### 【1. 岐阜市における緊急時の相談の流れ】

障がい福祉課より、資料1「休日・夜間の緊急時の流れ」を用いて説明。

受け入れ先までの送迎については、原則本人負担であることも併せて説明。

#### 【2. 書式(案)について】

障がい福祉課より、資料2「申請者の状況(緊急時)」を用いて説明。

9月の専門部会で示した案にいただいた意見を踏まえ市で書式を作成した。この書式には、緊急連絡先や服薬状況等をはじめとした現在のサービス等利用計画には記されにくい項目がある。緊急時の対応をスムーズにできるために必要最低限の情報をまとめたいと説明。申請者の現状(基本情報)の裏面に使用することを想定し、1枚にまとめられるよう工夫した。

#### 【3. 拠点整備に係る加算について】

障がい福祉課より、資料3「地域生活支援拠点整備に係る加算について」を用いて説明。

この加算は、現在のものであり、今後の報酬改定等で変更もあり得ることを説明。

#### 【4. 地域生活支援等事業所の登録について】

障がい福祉課より、資料4「地域生活支援拠点事業所の登録について」を用いて説明。

#### 【質疑】

Q1. いつから「申請者の状況(緊急時)」を提出したらいいか。

A1. 地域生活支援拠点が始まったら、更新時に提出していただきたい。

Q2. 申請者の現状(基本情報)と両面で「申請者の状況(緊急時)」を使用しないといけませんか。相談支援事業所が把握している情報で基本情報に記載していることを、本人やご家族には知られたくないことがある。

A2. 利便性の点から両面で使用できるといいと考えたままで、必ずしも基本情報と両面で使用してほしいわけではない。「申請者の状況(緊急時)」には情報提供の同意を得てほしい。

## 【まとめ】

実際の緊急時にどのように対応するか事前に想定しておく必要がある。

家族が入院等になり短期入所事業所への送迎ができない場合に「原則自己負担」と言われたが、車に乗せていいのか、タクシーに乗せてもお金を持っていない場合にどうするのか、など課題はある。また、これまで受け入れをしていない人の情報が完全にない中で、受け入れる短期入所事業所にも不安はある。

しかし、一方「ケースバイケースでもあり、一律にルールを決められるものではない。その点についてはこれまでの経験と知恵を発揮し、協力して解決して欲しい。」という市の説明には、参加した事業所の皆が納得したようであった。

地域生活支援拠点等が始まれば、登録した事業所が対応した際には加算が取れることもあり、本日は多くの事業所が参加した。始まりで完成ではなく、今後も総合支援協議会等で意見をいただき、改善できる点は改善していく。

## 【当日の様子】

